

「第3期榛東村障害者計画・第6期榛東村障害福祉計画・第2期榛東村障害児福祉計画」に関するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

1. 実施結果の概要

「第3期榛東村障害者計画・第6期榛東村障害福祉計画・第2期榛東村障害児福祉計画」の策定にあたり、広く村民の意見を募集し、新たな計画づくりと施策の改善に役立てるため、パブリックコメントを実施しました。

提出されたご意見は、その意図を汲み取れないものを除外したうえで、趣旨を損なわない程度に要約・誤字等の修正を行い、村の考え方を示しています（順不同）。

(1) 実施期間

令和3年2月16日（火）～令和3年3月1日（月）

(2) 意見の提出状況

提出者数 1名

2. いただいたご意見と村の考え方

No.	頁	意見内容	意見に対する村の考え方
①	16	精神の手帳所持者が100名とあるが、取得のための広報・説明が不足しているのではないか。	障害者手帳の取得は、障害のある方やそのご家族などのご意思や生活上での困りごとなどを十分に把握したうえで手続きを行っております。 手帳所持者を単純に増やすことが福祉の向上につながるものではないため、引き続き現状と同様に困りごとを抱える方の相談対応等に努めてまいります。

No.	頁	意見内容	意見に対する村の考え方
②	22	<p>就学前児童・就学児童の状況とタイトルにありながら、説明は保育所における障害児の預かりの状況、幼稚園における在園児数のグラフで保育所・幼稚園・児童クラブのみ掲載されている。これ以外に通所している障害児はいないのか。グラフのなかの人数が少なすぎると考えます。</p>	<p>当該データについては、保育所・幼稚園・児童クラブ（学童保育所）の利用児のうち障害者手帳を所持する人数の数値です。障害児福祉サービスは、手帳を所持していなくても利用することができ、統計上で現れる手帳を所持する児童は実際よりも少なくなります。</p> <p>なお、放課後等デイサービスや児童発達支援などの利用については、障害児福祉計画の範疇であることから、107 ページにデータが掲載されています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどは、障害者手帳を所持することを必須とするサービスではなく、医師により療育の必要性が認められる児童などが利用可能です。</p>
③	24	<p>成年後見制度村長申立件数の推移量に、補助開始はないのか。</p> <p>親族などの申立件数は把握していないのか。</p>	<p>当意見を受けまして、補助開始の件数について追加記載します。</p> <p>なお、成年後見制度の利用は高齢者によるものが圧倒的に多く、障害者計画のみでは十分に対応できるものではないことから、関連する部署・計画等と連動した取り組みが必要です。今後、障害のある方の高齢化や親亡き後などに備える必要が生じる可能性があることから村としても制度の利用促進に取り組みます。</p> <p>親族などによる申立件数は現在把握していないことから、本計画では反映しません。</p>
④	33	<p>外出するとき困ること。公共交通機関が少ないことに対しての対応案を示してください。</p>	<p>計画 68 ページに現行の対応策を取りまとめておりますが、引き続き改善を図っていきます。</p>
⑤	82	<p>令和元年度就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数が 0 人ということは、この 3 年間 1 人もいないということであり、おかしい、目標値の変更を。</p>	<p>この数値は、令和元年度における実績を掲載するものであり、3 年間の実績を示すものではありません。</p>